

第3回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例 検討委員会議事録

●開催日時

令和5年6月26日（月）午後7時00分～9時10分

●開催場所

阪南市役所 別棟1階 第2会議室

●出席者

【委員】（委員長、副委員長、50音順）

森下副委員長、井上委員、太田委員、笠松委員、車谷委員、杉本委員、
田中委員、谷委員、南委員

【事務局】

魚見総務部長、伊瀬生涯学習部長、中野生涯学習部理事、矢島生涯学習部副理
事（兼）生涯学習推進室長、戸崎人権推進課長、石原学校教育課長、波戸元人
権推進課長代理、両口学校教育課長代理、林学校教育課総括主査、太田政策共
創室総括主査、油谷こども政策課総括主事

●傍聴者：2名

●次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例 骨子案について

（2）子どもたちの意見の聴き取りについて

（3）その他

3. 閉 会

次第1. 開 会 事 務 局

皆さま、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまより、第3回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。

本日、司会をさせていただきます、学校教育課長 石原です。よろしくお願ひいたします。本日は、お忙しい中、また遅い時間帯にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さらに、第2回検討委員会の議事録のご確認につきましてもありがとうございます。議事録につきましては、市役所情報公開コーナーおよび、市ウェブサイトにて公開しております。

それではまず、資料のご確認をお願いいたします。事前にお送りしております、第3回検討委員会次第、資料1 第2回検討委員会ワークショップのまとめ、資料2は、条例骨子（一次案）と条例骨子（案）の2種類、資料3 こどもの意見聴き取りのためのアンケート（案）となっております。資料がない場合はおっしゃっていただきましたらお持ちいたします。

次に、本日の出欠状況についてご報告いたします。本日、大変残念ながら、ト田委員長、市口委員、若野委員につきましては、所用のためご欠席との連絡がございました。また、笠松委員は遅れて参加されると伺っております。

本日は、全13名の委員のうち現時点で8名（最終的に9名）の出席をいただいています。（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本市では、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしております。本日は傍聴者の定員5名に対し、2名の方が傍聴されることとなりましたことをご報告いたします。

また、議事録につきましては、事務局が要旨をまとめ、委員長にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承願ひます。

次第2. 議 題 議 題1

(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例 骨子 (案) について

事 務 局

それでは、ここからの議事進行につきましては、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条により、委員長にお願いするところですが、本日は、委員長が欠席されておりますので、副委員長よろしくお願ひします。

副 委 員 長

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。
まず、議題1. 「(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例 骨子 (案) について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

<事務局より、資料2-1から資料2-2について説明>

- 副委員長 事務局から骨子（一次案）と骨子（案）について説明がありましたが、私から少し補足させていただきます。
- 私が制定に関わった熊取町の「子どもの権利に関する条例」は、7章で構成されており、4章で構成されている阪南市の骨子（案）と比較すると、一見、非常にボリュームがあるように感じます。しかし、その内容を比較しますと、阪南市の骨子（案）の第3章に相当する部分で、熊取町の条例では、「大人の役割」や「町（ちょう）の役割」について、別々の章を設けたため、章の数は多くなっていますが、熊取町の条例と阪南市の骨子（案）に盛り込まれている内容に大きな違いはありません。
- それでは、事務局からの説明と私からの補足を踏まえ、本日はまず始めに、資料2-2の条例骨子（案）について、委員のみなさんのご意見をいただきたいと思います。なお、時間に限りがありますので、大きく分けて骨子（案）第1章から第3章までの内容と、第4章の内容と二つに分けて協議・検討させていただきますが、よろしいでしょうか。
- 《異議なし》
- 副委員長 それでは、まず、骨子（案）第1章から第3章で示す内容について、事務局から簡単に説明をお願いします。
- 事務局 <事務局より、骨子（案）第1章から第3章について説明>
- 副委員長 それでは、第1章から第3章までで、皆さんからご意見やご質問はございませんか。
- 委員 第1回の検討委員会で阪南市から諮問された時には、「子ども」の表記について、「こども」ではなくて、「子ども」と書かれていたと思います。それが、骨子（案）をはじめ、本日の会議資料で「こども」になっているのは、今年4月に施行された「こども基本法」に準じて変更されたのかと思います。変更した理由を確認したいです。
- 児童の権利に関する条約という表現が目的の中で書かれていますが、政府の翻訳でも児童の権利に関する条約とはなっていますが、日本ユニセフ協会の翻訳にあるように「子どもの権利条約」と表記するのが一般的であり、馴染み深いと思っています。そして、「子どもの権利条約」が「18歳未満の子ども」を対象としていることから、これから策定する阪南市の条例では「子ども」と表記してもらいたいと思います。
- 副委員長 事務局から説明はありますか。
- 事務局 委員のご指摘のとおり、「こども基本法」に準じて、「こども」と表記しました。「子ども」と「こども」、どちらの表記にするの

かは、次回以降の検討委員会において、改めて協議していただくと考えております。

委員 骨子（案）の2ページの「第1章総則」の「①条例制定の目的」の2段落目に、「『生きる権利』『育つ権利』『守られる権利』が遵守され」、とありますが、骨子（案）1ページの第2章の「こどもの権利（4つの柱）」の記載と整合するよう、「守られる権利」の後ろに「参加する権利」を入れてもらったらすっきりすると思います。

次に、同じく2ページ「②定義」において、「こども」や「保護者」について説明していますが、骨子（案）に多く記載されている「大人」についての説明を追加しておくとういのではないかと思います。

さらに、3ページの第2章「⑤こどもの権利と学び」に記載されている「他のこどもに権利があることを知り、自分の権利と同様、他者の権利を大切にします。」というフレーズが非常に大切だと思っています。そこで、このフレーズを2ページの「①条例制定の目的」に盛り込んだ後に、「第2章 こどもの権利」に続けることができれば、説明にストーリー性が加わり非常にわかりやすいと思います。また、このように記載することで、自分の権利を主張するだけでなく、自分と同様に他者の権利を尊重することで、自分の権利が社会から認めてもらえるんだというメッセージを発信できるようになると思います。

それから、3ページ第2章「③守られる権利」に「虐待やあらゆる暴力、ひどい扱いから守られます。」と記載されていますが、「ひどい扱い」の意味が不明確なので削除してもいいかなと思いました。

副委員長 ありがとうございます。他に何か、気づいたところやご意見はありませんでしょうか。

委員 私も2ページの「第1章総則」の「①条例制定の目的」が一番大事な部分だと思っており、この部分を、阪南市でこの子どもの権利に関する条例を作ろうとした願いや思いが感じられる文章にしていきたいと思っています。

阪南市長から本検討委員会に対する諮問書の諮問事項として、「子どもの『生きる権利』『育つ権利』『守られる権利』を遵守し、子どもが主体的に参画できる共創によるまちづくりを実施するための理念等必要とする事項を規定する…」と記載されています。そして、諮問事項に至る視点の1つ目に、子どもの権利条約の理念を具現化するためとの記載があり、このことが非常に重要と感じています。

前回、第2回検討委員会におけるワークショップにおいて、委員の皆さんから数多くの貴重な意見が出されました。それらの意見を踏まえて、例えば、「この条例は、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を保障し、すべての子どもが生き

る喜びを感じられるように、子どもの声を聞き、その育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざします。」といった風に、何をめざしているのか明確にした方がいいと思います。

次に、骨子（案）の2ページ「第1章総則」の「①条例制定の目的」の1段落目に「生きる喜びを感じられる社会を確立していく必要があります。」と書いてありますが、「生きる喜びを感じられる社会を作っていくんだ」、「そのために、この条例を制定するんだ」という、より積極的な姿勢を示す文章がいいと思っています。

次に、2段落目に「こどもたちを取り巻く環境が複雑多様化するなか」と書いていますが、何がどのように複雑多様化するのか、一步踏み込んで書いていただきたいと思っています。

次に、諮問書の諮問事項に「子どもが主体的に参画できる共創によるまちづくりを実施するため」と書かれていることを踏まえ、「子どもが一市民として参画していけるよう、この条例を制定します」と明記した方が良くと思います。

副委員長 ありがとうございます。第1章について、他に意見ございませんか。
では、続いてご意見はありませんか。

委員 2ページの第2章のタイトルは「こどもの権利」となっていますが、「こどもの権利の尊重」と書いた方が良くと思います。先ほど、他の委員の意見にもありましたが、「子どもの権利条約」に定められている4つの権利である「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について、「子どもの権利条約」に基づき、子どもは生まれながらにこれら4つの権利が保障されているということを明記してはいかがでしょうか。子どもの権利というと、一方的に権利を主張するイメージがあるかもしれませんが、本当の意味で子どもの権利が保障された社会では、他者の権利も尊重されると思っています。

次に、3ページ第2章の「⑤こどもの権利と学び」について、第2章に盛り込むのではなく、子ども自身も学ぶ必要がありますし、大人も学んでいく必要があるというような表記で第3章に盛り込み、「⑤こどもの権利と学び」の説明にある「教育を受ける権利」は「②育つ権利」に盛り込んで、第2章の内容は4つの権利に絞った方がわかりやすいと思います。

委員 3ページの第3章の「①大人の役割」が示されていますが、説明の文章が「大人は」から始めているものと、「こどもは」から始めているものとばらつきがあるので、全て「大人は」に統一をするか、「①大人の役割」ということで、主語を省略しても良いと思います。この後の「②市の役割」から「⑤学校園等の役割」まで同様に修正してもらえたらと思います。

なお、「③保護者の役割」の説明の「困ったときは」の主語が、「こども」と「保護者」のどちらなのか、わかりやすく明記した

	方が良いと思います。
委員	第3章の「③保護者の役割」の「困ったときは」について、私は、主語は「保護者」と認識していました。多くの保護者が、大変な思いをしながら一生懸命に子育てしており、核家族が多く、シングルマザーやシングルファーザーの人もいます。そのため、私は、「保護者が困ったときは」と受け止めていましたが、誤解が生じないように、はっきりとわかる表現の方が良いと考えます。
委員	第3章の「こどもの権利の保障」は、「①大人の役割」「②市の役割」「③保護者の役割」「④地域社会の役割」「⑤学校園等の役割」の5つに分類されていますが、「①大人の役割」の中に、「③保護者の役割」「④地域社会の役割」「⑤学校園等の役割」に分類できるものが混在していると思います。そこで、わかりやすくなるよう分類方法を見直し、まず、「大人の役割」と「市の役割」の2つに分け、「大人の役割」を「保護者の役割」「地域社会の役割」「学校園等の役割」に分類してはどうでしょうか。また、「学校園等」、「学校・事業所等」という表現が少し分かりづらいので、「施設」と表記した方が良いと思います。
委員	第3章の「④地域の役割」について、阪南市には、家庭裁判所において「短期間」又は「特別短期間」の処遇勧告を受けた少年が入所している「泉南学寮」があります。そこに入所している少年たちが、地域貢献活動の一環として、お年寄りの買い物を手伝う買い物支援をボランティアで行っています。条例の中にこのような具体的な地域での活動を盛り込めるのであれば、阪南市の特色のある条例になるのではないかと思います。
副委員長	ありがとうございます。委員の皆さんからいただいた意見を踏まえ、阪南市としての特色を盛り込むことができれば、より市民の皆さんや子どもたちの感覚に近いものができるのではないかと思いますので、引き続き、検討していきたいと思います。 それでは、続いて、第4章について事務局より説明をお願いします。
事務局	<事務局より、第4章について説明>
副委員長	それでは、第4章について、皆さんからご意見やご質問はございませんか。
委員	骨子(案)の4ページの第4章「①こども・子育て当事者等の意見の反映」と「こども」と「子育て当事者等」を併記していますが、「子育て当事者等」は「②子育て家庭への支援」の対象に含まれると思いますので、「こども」に特化した施策となるように「①こどもの意見の反映」に表記を改めてもらえたらと思います。

このような意見を申し上げるのは、先日、子どもの権利に関する条例を10年前に制定している近隣市で、「生活の中での子どもの権利」というタイトルの研修を受講しました。この市では、子どもの権利に関する条例に「子ども会議」を位置付け、毎年公募で集まった子どもたちに、子どもの権利についての話をしたり、いろんな遊びをしたりして、子どもの意見を丁寧に酌み取られています。「これらの取組を10年間実施してきて、何か変わりましたか。」との私の質問に対して、市の担当者の方は「大人の子どものに対する感じ方、考え方、子ども観が変わりました。」と答えられました。条例を作っただけでは、大人の子どものに対する感じ方や子ども観はなかなか変わらないと思いますが、子どもの意見を丁寧に聴くことによって、大人が変わったということに非常に納得しました。

そのため、ぜひとも「①こどもの意見の反映」に表記を改めていただき、その具体の手法として、条例に子どもが参加できる仕組みを盛り込むことができればと思っています。

委員 他の委員も指摘されていますが、阪南市独自の条例とするため、私は、「なぜ、子どもが大事にされなければならないのか」ということを明らかにする必要があると思います。

「子どもの権利」という言葉を聞くと、「子どもを甘やかすのではないか」という考えを持つ人がいるかもしれません。しかし、「子どもを大切にすることによって、本当は大人自身が救われる。何かが変わる、世界が変わる」という視点が欲しいと思います。

骨子（案）を見ながら、共創という言葉の中に、子どもも大人もともに救われるということが感じられるような条例にできればと思いました。

委員 第4章の「③こどもの安全・安心を守る取組」に「継続的に実態把握に努め、支援の充実を図ります」と記載されていますが、具体的にどのような取組を想定しているのでしょうか。

事務局 実態把握については、子育て世帯を対象とするアンケート、学校・幼稚園・保育所・こども園などでの見守りを想定しています。

保育所・こども園等へ入る前の未就園児童については、保健センターや図書館などを利用する際に、当該施設の職員が見守っているということも、広い意味で実態把握に含まれると考えています。そして、これらの実態把握の際、気になることがあった時に職員等が声をかけることを支援として想定しています。

委員 第4章の「⑨周知・啓発」は、条例そのものについての広報及び啓発について記載していますが、条例制定後、委員会等を設置して、条例の運用状況等を定期的に検証する場が必要と考えるので、「検証」を追加してもらえればと思います。

委員 「子どもの権利条約」が国連総会で採択された11月20日を

	<p>「子どもの権利を定めた日」として条例に位置付けている自治体がありました。周知・啓発の手法として、記念日を条例に盛り込むということも参考になるのではないかと思います。</p> <p>また、子どもが読めるような条例にしようという気持ちの表れか、条文にルビを打っている自治体もあったので参考にしてください。</p>
委員	<p>全体的にわかりやすくなるよう、よりかみ砕いた表記にしてもらえたらと思います。また、条例にどこまで盛り込むかは検討が必要ですが、もう少し、阪南市の特徴や特色を生かした条例を作っていけたらと思います。</p>
事務局	<p>様々なご意見をいただきありがとうございます。我々が気づけなかったところもございました。ご意見の中には、市の独自性ということも出ておりましたので、どのような文言、内容にしていくのかを検討して参りたいと思います。</p> <p>市としてできることを考えながら、条例の条文についても、委員長、副委員長、委員のみなさんとともに考えていきたいと思っております。</p>
副委員長	<p>ありがとうございました。第4回から始める条例素案の検討につきましては、確定した骨子に肉付けしていくというイメージで素案の検討ができればと考えております。今回の骨子（案）同様、検討委員会で一から議論するのではなく、事務局が作成した素案に対して、加筆・修正する形を取りたいと考えております。</p> <p>そのため、まずは、委員長・副委員長が、それぞれの条文の内容を精査し、事務局に対して指示しながら、条例素案を策定してもらいます。その上で、皆さまから改めてご意見を頂戴することになりますので、引き続きのご協力、よろしくお願ひいたします。</p>

議題2 こどもの意見の聴き取りについて

副委員長	<p>続きまして、議題2.「こどもの意見の聴き取りについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><事務局より、資料3-1から資料3-3について説明></p>
副委員長	<p>それでは、まず、条例素案の内容に参考とするために、子どもの意見をアンケートにて聴取するということについて、ご意見やご質問はございませんか。</p>
委員	<p>アンケートを実施することについて異論はありません。ただ、いつの段階がいいのか分かりませんが、子どもたちを集めて、直接、子どもの声を聴く場を是非とも設けてもらいたいです。そのような場を設けるのであれば、私の所属している団体も全面的に協力させていただきます。</p>

- 委員 自分が所属している団体で計画を作成する際には、アンケートに加えて、各種団体等から意見を聴き取ることとしています。生の声を聴ける貴重な機会と認識しています。
- 副委員長 では、次に、委員の皆さんから、アンケートの内容について、ご意見やご質問はございませんか。
- 委員 資料3-1の3ページの「(8)学校は楽しいですか」について、「①楽しい」から「⑤どちらとも言えない」の回答を用意していますが、回答を集約した結果に対し、どういったアクションをとれるのか自分なりに考えてみましたが、全く思い浮かびませんでした。アンケートの質問全体に共通することかもしれませんが、その中でも特に「(8)学校は楽しいですか」は悩ましいと感じました。
- 委員 「(8)学校は楽しいですか」について、私も同様に回答を集約した結果をどのように活用するのか疑問に感じました。
自分としては、子どもたちの生活実態に関わることをアンケートで確認できたらと思います。子どもの貧困やヤングケアラーの問題など、普段、学校では聞かないことが、この条例に関わってくるんじゃないかなと思います。
さらに、「(6)困ったときや悩んだときに、どこかに相談するとしたらどれを利用しますか」について、この「どこか」というのは、相談機関を意味しているのでしょうか。友だちには電話やメールで相談すると思いますが、相談機関に限定するのであれば、そのことが分かるように表記した方が、迷わずに回答を選択できると思います。そして、「(7)大人の人に、望んでいることや、分かってほしいことはありますか」については、「大人」が誰を想定しているのか、「保護者」なのか「学校の先生」なのか分かりづらいと思います。
- 副委員長 確かにもう少し子どもたちにわかりやすいような表現にした方が正確に聴き取れると思います。ありがとうございます。
- 委員 子どもたちが自分のことを大切にしているかを尋ねる質問はありますが、他人を大切にしているかという質問はないので、そういった質問を盛り込んでもよいのではないかと思います。
- 委員 「(9)自分が住んでいる地域の大人の人と話をすることがありますか」について、大人の人と話をするというのが、子どもにはイメージしづらいのではないかと思います。例えば、「登校時に、近所の人に挨拶をしていますか。」という程度の質問だったら答えやすいのではないかと思います。
- 副委員長 委員の皆さんの意見をまとめ、もう少し子どもに分かりやすい表記にすること。回答を集約した結果を活用できるのかを考え、

活用が見込めない質問は削除することとします。

では、委員の皆さんの意見を確認させてもらいますが、本検討委員会として、当該アンケートを実施するという進めさせていただいてよろしいですか。

《異議なし》

副委員長 ありがとうございます。それでは、骨子（案）同様、委員の皆さんからいただいた意見を基に事務局にてアンケート内容を見直し、その見直した案を委員長・副委員長で点検した後にアンケートを実施することとします。

事務局 アンケートにつきましても多くのご意見をいただき、ありがとうございました。本日いただいた意見を踏まえて、表記を修正するとともに、質問の必要性についても再検討させていただきます。

副委員長 アンケートの結果については、条例の内容について検討する際の参考にしていくことはもちろんですが、今後、阪南市の施策にも参考とするため、一部の子どもたちを抽出して聴き取るということとします。今後、第1回検討委員会の資料にあった、西鳥取小学校6年生のワークショップでの意見や、市の総合計画策定のために当時の中学生からとったアンケート等も参考にしながら、条例素案の作成作業を進めてまいります。

また、他のこどもたちや大人からのこの条例に対する意見については、我々検討委員会が条例素案を答申したのち、市としてパブリックコメントを実施すると聞いておりますので、お知りおきください。

議題3 その他

副委員長 それでは、「その他」に移ります。
他に何か事務局から説明や連絡はありますか。

事務局 <事務局より事務連絡>
次回の本委員会については、9月頃に開催する予定としております。

先ほど、副委員長からのお話にもあったとおり、本日の意見交換の内容を踏まえて、次回の委員会で条例の骨子をお示しする予定ですので、よろしくお願いいたします。

次第3. 閉会

副委員長 本日の議題は、すべて終了しました。進行を事務局にお返しします。

事務局 皆様、お疲れさまでした。円滑な会議運営にご協力いただき、

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。

長時間にわたりご協力いただき、誠にありがとうございました。

終 了